

## 国立市猫の不妊去勢手術等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年東京都条例第4号）の趣旨にのっとり、猫の不妊去勢手術等に要する費用を補助することにより、猫の不必要な繁殖を抑制し、市民の動物愛護と適正管理に関する意識を啓発するとともに、猫による被害等を軽減し、人と猫との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊去勢手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する免許を有する獣医師による卵巣若しくは卵巣及び子宮の両方を摘出する手術又は精巣を摘出する手術をいう。
- (2) 不妊去勢手術等 不妊去勢手術又は不妊去勢手術のための麻酔処置（開腹後に不妊去勢手術が既に実施されていることが判明したため、麻酔処置のみを行い、不妊去勢手術を実施しない場合に限る。第4条において同じ。）をいう。
- (3) 飼い主のいない猫 市内に生息する猫で、所有者がいないことが明らかであるもの（野良猫）をいう。
- (4) 飼い猫 市内で飼育されている猫（営利を目的として飼育されている猫を除く。）で、所有者がいるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、当該不妊去勢手術等に要した費用を支払ったものとする。

- (1) 市内に在住し、若しくは在勤する個人又は市内で活動する団体（市内に事務所又は事業所を有する団体及び代表

者が市内に住所を有する団体に限る。) (第3号において「市内在住者等」という。) で、飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を実施したもの

(2) 飼い猫の所有者で、当該飼い猫に不妊去勢手術を実施したもの

(3) 市内在住者等で、市長が特に必要と認める飼い猫に不妊去勢手術を実施したもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、不妊去勢手術等を実施した猫1匹につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、支払った手術費用の額がこれを下回るときは、当該支払った額とする。

(1) 前条第1号に掲げる者が実施した不妊去勢手術  
5,000円

(2) 前条第1号に掲げる者が実施した不妊去勢手術のための麻酔処置 3,000円

(3) 前条第2号又は第3号に掲げる者が実施した不妊去勢手術 3,000円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助の対象となる不妊去勢手術等の実施後、当該実施をした日の属する年度の末日(国立市の休日を定める条例(平成3年6月国立市条例第17号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、順次前日に繰り上げた日)までに、猫1匹ごとに猫の不妊去勢手術等補助金交付申請書(飼い主のいない猫用)(第1号様式)又は猫の不妊去勢手術等補助金交付申請書(飼い猫用)(第1号様式の2)に動物病院等が不妊去勢手術等の費用について発行した領収書等の写しを添えて、これを市長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の規定による申請を行うに当たって、自動車運転免許証、個人番号カード、健康保険証、社員証等の本人であることが確認のできる書類を提示しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、猫の不妊去勢手術等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定は、当該年度の予算の範囲内において行うものとし、申請の総額が当該年度の予算を超える場合にあっては、申請書の提出順に交付決定を行うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定を行うに当たって、条件を付すことができる。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、猫の不妊去勢手術等補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助決定者の遵守事項)

第8条 補助決定者（飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術等を実施した者に限る。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 不妊去勢手術等を実施した猫のうち譲渡可能な猫については、終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。

(2) 不妊去勢手術等を実施した猫を生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理など、周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。

(3) 耳カット等猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置を講ずること。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を行うことが不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成25年6月18日から施行する。

付 則 (平成26年9月24日訓令第62号)

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

付 則 (平成27年11月11日訓令第83号)

- 1 この訓令は、平成28年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この訓令による改正後の第5条第2項の規定の適用については、施行日前に交付された住民基本台帳カードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた、同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

付 則（令和元年8月5日訓令第20号）

- 1 この訓令は、令和元年8月5日から施行し、改正後の国立市猫の不妊去勢手術等補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 新要綱の規定は、この訓令の適用の日以後に実施する不妊去勢手術等に係る補助金について適用し、同日前に実施した不妊去勢手術等に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則（令和2年9月8日訓令第57号）

- 1 この訓令は、令和2年9月8日から施行する。
- 2 改正後の国立市猫の不妊去勢手術等補助金交付要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に申請する不妊去勢手術等に係る補助金について適用し、同日前に申請した不妊去勢手術等に係る補助金については、なお従前の例による。

(第1号様式)

(飼い主のいない猫用)

国立市長 殿

申請者

申請日	年 月 日
住所	
ふりがな 氏名	⑩
電話番号	

(団体の場合は、事務所又は代表者の住所、  
団体名、代表者氏名及び電話番号)

**猫の不妊去勢手術等補助金交付申請書 (飼い主のいない猫用)**

国立市猫の不妊去勢手術等補助金交付要綱第5条の規定により、猫に不妊去勢手術等を実施したので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、この申請について、必要に応じて手術を行った動物病院等を国立市が確認すること、及び補助決定者の遵守事項(同要綱第8条)に同意します。また、手術を行った猫は、国立市内に生息する飼い主のいない猫に相違ありません。

記

1 交付申請額： 円

(不妊去勢手術5,000円、麻酔処置のみ3,000円。支払った不妊去勢手術等費用の額が下回る場合はその額)

2 対象猫：

性別	オス ・ メス
毛色	
尾長	長 ・ 中 ・ 短
推定年齢	
手術済識別措置	
生息地	国立市

**3 獣医師の確認 (動物病院等記入欄)**

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日に ( 不妊去勢手術 ・ 麻酔処置のみ ) を  
確かに実施しました。

動物病院等名称 \_\_\_\_\_ 獣医師氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

所在地 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

以下裏面

#### 4 添付書類等

- 動物病院等が不妊去勢手術等の費用について発行した領収書等の写し
- 本人であることが確認できる書類（運転免許証、個人番号カード、健康保険証、社員証など）（※提示。確認後返却）

(第1号様式の2)

(飼い猫用)

国立市長 殿

申請者

申請日	年 月 日
住 所	
ふりがな 氏 名	⑩
電話番号	

(団体の場合は、事務所又は代表者の住所、団体名、代表者氏名及び電話番号)

**猫の不妊去勢手術等補助金交付申請書 (飼い猫用)**

国立市猫の不妊去勢手術等補助金交付要綱第5条の規定により、猫に不妊去勢手術を実施したので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、この申請について、必要に応じて手術を行った動物病院等を国立市が確認することに同意します。また、手術を行った猫は、国立市内で飼育されている猫に相違ありません。

記

1 交付申請額 :  円

(不妊去勢手術3,000円。支払った不妊去勢手術費用の額が下回る場合はその額)

2 対象猫 :

性別	オス ・ メス
毛色	
尾長	長 ・ 中 ・ 短
推定年齢	
生息地	国立市

**3 獣医師の確認 (動物病院等記入欄)**

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日に不妊去勢手術を確かに実施しました。

動物病院等名称 \_\_\_\_\_ 獣医師氏名 \_\_\_\_\_⑩

所在地 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

以下裏面



#### 4 添付書類等

- 動物病院等が不妊去勢手術の費用について発行した領収書等の写し
- 本人であることが確認できる書類（運転免許証、個人番号カード、健康保険証、社員証など）（※提示。確認後返却）

(第2号様式)

国 環 境 収 第      号  
年                  月                  日

様

国立市長

### 猫の不妊去勢手術等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった猫の不妊去勢手術等補助金については、国立市猫の不妊去勢手術等補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定金額      \_\_\_\_\_円

2. 交付条件

(1) 遵守事項 (飼い猫を除く。)

- ・不妊去勢手術等を実施した猫のうち、譲渡可能な猫については、終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- ・不妊去勢手術後の猫を生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理など、周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。
- ・猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置 (耳カット等) を講じていること。

(2) 交付決定の取消し等

補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消します。

- ・この要綱の規定に違反したとき。
- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ・その他、市長が補助金の交付を行うことが不相当と認めたとき。

(第3号様式)

国立市長 殿

申請日 年 月 日

請求者

住所	
ふりがな 氏名	⑩

(団体の場合は、事務所又は代表者の住所、  
団体名、代表者氏名)

### 猫の不妊去勢手術等補助金交付請求書

年 月 日付け国環境収第 号による猫  
の不妊去勢手術等補助金の交付を下記のとおり請求します。

請求金額

円

補助金は下記の口座に振込みを依頼します。

金融機関名	支店名 (支店番号)	口座番号	口座名義人 (カタカナで記入)
銀行・金庫 組合・農協	支店・本店 出張所	1 普通 2 当座	

請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状にも記入・押印してください。

#### 委任状

私（請求者）は、上記口座名義人を代理人と定め、上記補助金の受領に関する権限を  
委任します。

請求者 住所 国立市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩